

## 西宮市保健所等複写機利用に関する実費徴収要綱

(趣旨)

1. この要綱は、西宮市保健所等の健康福祉局保健所が所管する施設における複写機の利用に関する実費徴収について必要な事項を定める。

(利用制限)

2. 次の各号に該当する場合は、複写機の利用を許可しない。
  1. 営利を目的とする場合
  2. 職員による確認を承諾しない場合
  3. その他、保健所長が使用を不相当と認めるとき

(複写の仕様及び実費徴収の額)

3. 複写の仕様及び実費徴収の額は、次のとおりとする。

複写サイズ	A 3 まで
カラー対応	単色刷り
複写用紙	再生紙
金額	片面 1 枚につき 10 円 両面 1 枚につき 20 円

(領収書の発行)

4. 実費徴収した際は領収書を発行する。

付則

この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(要綱名・第 1 条改正)